| 第18回　こどもの居場所部会 | |
|---|---|
| 令和７年８月27日(水) | 資料１ |

# こどもの居場所部会（第２期）における議論の進め方について

令和７年8月27日

こども家庭庁
成育局成育環境課

こどもまんなか
こども家庭庁

# こどもの居場所部会（第２期）における議論の進め方

こどもまんなか こども家庭庁

○　こども・若者が成長・発達過程等に関わらず居場所を見つけることができる環境整備を進めるため、以下の議論を進める。今年度は特に（１）を中心に議論する。

（１）中高生以上のこども・若者への支援

①ユニバーサルな居場所の意義・役割等

（例）・ライフステージに応じたこども・若者の居場所の価値や特徴、コロナ禍を経て孤立しがちな若者、特に大学生世代への支援をどう考えるか。
・若者支援を行うにあたって、どのような居場所がどのような形で提供されることが望ましいか。

②進学等の環境変化があっても、切れ目なく居場所に繋がることのできる工夫

（例）・中高生・大学生世代の環境の変化に応じた居場所づくりをどのように進めていくか。
・効果的に居場所への接続するためのコーディネート機能やネットワークづくり、情報提供についてどう考えるか。

③こども・若者施策におけるオンラインの意義・役割

（例）・オンラインの居場所の実態や特徴をどう捉えていくか。
・オンラインの居場所づくりを進める目的や対象をどう整理するか。
・オンラインの居場所づくりにおけるプライバシー保護や情報管理についてどう考えるか。

（２）居場所づくりと地域づくり、担い手について

（例）・地域コミュニティの維持や、こどもの権利を確保した居場所づくりをどう考えるか。
・居場所づくりにあたって、地域における担い手としてどのようなものが想定されるか。

※「遊び」については専門委員会で議論
（本部会委員は、オブザーバーとして参加を可能とする方向で検討）

○　なお、議論にあたっては、自治体のこども計画への反映や、図書館・公民館など多様な居場所の有効活用も含め、自治体が実装可能であるという視点に留意する。

# 今後のスケジュール

こどもまんなか
こども家庭庁

- 第17回（６月２日）
  〇こどもの居場所部会（第２期）の方針について

- 第18回（８月27日）
  〇こどもの居場所部会（第２期）における議論の進め方について
  〇若者の居場所に関するヒアリング①（松田委員、土肥委員、
  甲南大学 西浦准教授）

- 第19回（10月頃）
  〇論点ごとの議論①
  〇ヒアリング②（調整中）

- 第20回（11月頃）
  〇論点ごとの議論②

- 第21回（令和８年２月）
  〇報告書案・中間とりまとめ

こどもまんなか
こども家庭庁

| 第18回　こどもの居場所部会 | |
|---|---|
| 令和７年８月27日(水) | 資料１－参考資料 |

## 第17回でのこどもの居場所部会（第2期）においていただいた主なご意見と対応の方向性、補足情報

・「遊び」に関する議論について
（児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会）

# 第17回でのこどもの居場所部会（第2期）においていただいた主なご意見①

こどもまんなか こども家庭庁

## ○　若者の居場所づくりに関する視点と課題

- □　居場所がなく、支援が必要な若者は自治体窓口につながるが、**大学生などが突然困難に直面した際に、どこにも繋がれず、支援の空白が生じることに留意する必要がある。**
- □　大学進学を機に地元を離れた場合、地域とのつながりの希薄さが課題となっている。
- □　支援の空白を埋める居場所や仕組みの整備が必要となっている。
- □　若者支援を柱の一つとして位置づけ、明確なテーマ性を持たせた方が良い。
- □　若者の孤立を防ぐための企業の役割や、長期休暇中の居場所の整備が必要になっている。

（対応の方向性）

**中高生以上のこども・若者のユニバーサルな居場所の意義・役割等を議論。**

# 第17回でのこどもの居場所部会（第2期）においていただいた主なご意見②

こどもまんなか こども家庭庁

## ○　切れ目のない若者の居場所の意義や重要性

□　若者の居場所支援においては、**環境の変化がある中高生を含めた切れ目のない支援を検討**することが重要。

□　「こども＝小学生」や「若者＝18歳以上」という認識が強く、**中高生が議論から抜けてしまう**ことに留意をしなければならない。

□　**成長段階を一つのプロセスとして捉え、年齢ごとの居場所づくりとその接続を意識**した支援が求められる。

□　居場所がなく、支援が必要な若者は自治体窓口につながるが、大学生などが突然困難に直面した際に、どこに　も繋がれず、支援の空白が生じることに留意する必要がある。（再掲）

□　大学進学を機に地元を離れた場合、地域とのつながりの希薄さが課題となっている。（再掲）

□　支援の空白を埋める居場所や仕組みの整備が必要となっている。（再掲）

（対応の方向性）

**進学等の環境変化があっても、切れ目なく居場所に繋がることのできる工夫を議論。**

## 第17回でのこどもの居場所部会（第2期）においていただいた主なご意見③

こどもまんなか こども家庭庁

### ○　繋がりやすい多様な居場所づくり

- □　**若者のための安心・安全なオンラインの居場所づくり**施策について、議論を進めていきたい。
- □　**住む地域や働く職場に居場所がないと感じる人にも有効なオンラインの居場所のニーズ**が高まっている。
- □　若者の孤立を防ぐための企業の役割や、長期休暇中の居場所の整備が必要になっている。（再掲）
- □　こどもたちへの**アドボケイトの展開と声を聴く仕組み**の強化を進めていきたい。（再掲）
- □　大学進学を機に地元を離れた場合、地域とのつながりの希薄さが課題となっている。（再掲）
- □　支援の空白を埋める居場所や仕組みの整備が必要となっている。（再掲）

（対応の方向性）

**こども・若者施策におけるオンラインの意義・役割を議論。**

# 第17回でのこどもの居場所部会（第2期）においていただいた主なご意見④

こどもまんなか こども家庭庁

## ○　担い手の視点と地域とのつながり、こどもの権利

- □　**地域コミュニティの形成・維持に向けた居場所づくりや、各省庁の施策にこども視点を入れることが重要。**
- □　**こどもの権利**条約の実行状況を居場所づくりの根幹に据える。
- □　こどもたちへのアドボケイトの展開と**声を聴く**仕組みの強化を進めていきたい。
- □　居場所は、利用する場であると同時に、**若者自身が担い手**として関わることで居場所となる。
- □　主体的な参画を通じて、地域とのつながりが育まれ、居場所間の連携も生まれる。
- □　**企業・地域・公的機関など多様な担い手が役割を果たす必要があり、**社会全体で「居場所を持って生きること」の価値を共有することが重要。

（対応の方向性）

**居場所づくりと地域づくり、担い手等について議論。**

# 「遊び」に関する議論について
## （児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会）

- 厚生労働省「遊びのプログラム等に関する専門委員会」の所掌内容は、「こどもの居場所部会」に移管しているところ。

  ※同専門委員会が検討してきた内容
  - 「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
  - 新たなプログラムの開発について
  - 今後の地域の児童館等のあり方について

- 「遊び」に関する議論について、専門委員会で扱うことについては前回部会でもご説明をしたところだが、これは、法令上、児童厚生施設と放課後児童クラブが「遊び」を支援することが規定されていることを根拠にし、議論も両施設・事業を起点とすることとする。

- 現在、専門委員会のあり方については、主に以下の点を検討中。
  - こども家庭庁では「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン）」を策定し、就学前児童に対する遊びの価値等を整理している。
  - これと連動するように、学齢期以降の遊びの意義や重要性について知らしめることが必要ではないか。
  - 近年、遊びや体験活動が「非認知能力」を高めることにつながるとして、関心が広がったことは良いが、その反面「（能力獲得のための）手段としての遊び」に偏る恐れがある。今一度、遊びがこどもの主体的な活動であることを発信することが必要ではないか。

- 専門委員会においては、居場所部会委員のオブザーバー参加を可能とする方向で検討。